No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	担当部署	
1	称号の取消し	栄町名誉町民条例	第5条第1項	総務課	
2	手数料の徴収	栄町行政不服審査法施行条例	第4条	総務課	
3	過料の徴収	栄町個人情報保護条例	第63条	総務課	
◎財政課					
4	中止命令等	栄町庁舎管理規則	第8条	財政課	
5	撤去命令	 栄町庁舎管理規則 	第9条第1項	財政課	
6	公の施設の利用に対する使用料の徴収	栄町使用料条例	第2条	財政課	
7	行政財産の使用料の徴収	栄町使用料条例	第3条	財政課	
8	過料の徴収	栄町使用料条例	第7条	財政課	
9	手数料の徴収	栄町手数料条例	第1条	財政課	
10	過料の徴収	栄町手数料条例	第5条	財政課	
11	延滞金の徴収	栄町延滞金徴収条例	第2条第1項	財政課	
◎住民課					
12	職権による印鑑登録のまっ消	栄町印鑑条例	第12条第2項	住民課	
13	手数料の徴収	栄町印鑑条例	第17条	住民課	
14	延滞金の徴収	栄町後期高齢者医療に関する条例	第5条第1項	住民課	
15	過料の徴収	栄町後期高齢者医療に関する条例	第9条及び第10条	住民課	
16	過料の徴収	栄町国民健康保険条例	第12条から第14条まで	住民課	
◎環境協働課					
17	退場命令等	栄町住民活動支援センターの設置及び管理に 関する条例	第5条	環境協働課	

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	担当部署
18	措置命令	栄町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	第15条第2項	環境協働課
19	一般廃棄物収集運搬手数料の徴収	栄町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	第24条第1項	環境協働課
20	許可申請手数料の徴収	栄町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	第28条	環境協働課
21	措置命令	栄町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	第34条第2項	環境協働課
22	使用料及び管理料の徴収	栄町墓地条例	第5条	環境協働課
23	使用許可の取消し	栄町墓地条例施行規則	第10条第1項	環境協働課
24	改善命令等	栄町環境保全条例	第29条第2項	環境協働課
25	改善命令等	栄町環境保全条例	第32条第2項	環境協働課
26	飲食店営業等の騒音に係る改善命令等	栄町環境保全条例	第35条	環境協働課
27	計画変更命令等	栄町環境保全条例	第43条第2項	環境協働課
28	改善命令等	栄町環境保全条例	第48条第2項及び第3項	環境協働課
29	措置命令	栄町環境保全条例	第50条第2項	環境協働課
30	雑草等の除去命令	あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	第6条	環境協働課
31	費用の徴収	あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	第8条第2項	環境協働課
32	措置命令等	栄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	第19条	環境協働課
33	許可の取消し等	栄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	第20条第1項	環境協働課
34	廃止、完了又は取消しに伴う義務違反に対する 措置命令等	栄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	第21条	環境協働課
35	手数料の徴収	栄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	第26条	環境協働課
36	措置の命令(吐出口の断面積(吐出口が2以上 あるときは、その断面積の合計)が21平方センチ メートル未満の揚水施設に係るものに限る。)	千葉県環境保全条例	第46条第2項	環境協働課

◎健康介護課

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	担当部署		
37	手数料の徴収	栄町ホームヘルパー派遣手数料徴収条例	第2条	健康介護課		
38	延滞金の徴収	栄町介護保険条例	第8条第1項	健康介護課		
39	過料の徴収	栄町介護保険条例	第15条から第18条まで	健康介護課		
40	利用料の徴収	栄町地域支援事業に関する利用料条例	第2条	健康介護課		
◎福祉・子	⁻ ども課					
41	不正利得の徴収	栄町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する 条例	第10条	福祉・子ども課		
42	過料の徴収	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例	第5条から第7条まで	福祉・子ども課		
43	登録の取消し	栄町基準該当障害福祉サービス事業者の登録 等に関する規則	第9条第1項	福祉・子ども課		
44	登録の取消し	栄町補装具費の代理受領に係る補装具業者の 登録等に関する規則	第6条第1項及び第2項	福祉・子ども課		
45	損害賠償との調整による返還	栄町重度心身障害者(児)の医療費の助成に 関する条例	第9条	福祉・子ども課		
46	不正利得の徴収	栄町重度心身障害者(児)の医療費の助成に 関する条例	第10条	福祉・子ども課		
47	受給資格認定の取消し	栄町重度心身障害者(児)の医療費の助成に 関する条例施行規則	第13条第2項	福祉・子ども課		
48	支給の停止又は制限	栄町在宅重度知的障害者等福祉手当支給条 例	第8条	福祉・子ども課		
49	手当の返還	栄町在宅重度知的障害者等福祉手当支給条 例	第9条	福祉・子ども課		
50	受診命令	栄町在宅重度知的障害者等福祉手当支給条 例	第10条	福祉・子ども課		
◎建設課	◎建設課					
51	分担金の徴収	土木工事分担金徴収条例	第1条	建設課		
52	過料の徴収	栄町道路占用料徴収条例	第6条	建設課		
53	占用料の徴収	栄町法定外公共物管理条例	第11条第1項	建設課		
54	監督処分	栄町法定外公共物管理条例	第17条	建設課		
55	過料の徴収	栄町法定外公共物管理条例	第19条	建設課		

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	担当部署		
56	費用の徴収	栄町自転車等の放置防止に関する条例	第15条第1項	建設課		
◎まちづく	◎まちづくり課					
57	使用料等の徴収	栄町都市公園条例	第9条(第15条において 準用する場合を含む。)	まちづくり課		
58	監督処分	栄町都市公園条例	第13条(第15条において 準用する場合を含む。)	まちづくり課		
59	過料の徴収	栄町都市公園条例	第17条	まちづくり課		
60	許可の取消し	千葉県屋外広告物条例	第12条	まちづくり課		
61	措置の命令	千葉県屋外広告物条例	第14条	まちづくり課		
◎下水道	課					
62	使用料の徴収	栄町下水道条例	第13条第1項	下水道課		
63	占用料の徴収	栄町下水道条例	第18条第3項	下水道課		
64	原状回復の指示	栄町下水道条例	第19条第2項	下水道課		
65	過料の徴収	栄町下水道条例	第22条から第24条まで	下水道課		
66	指定の取消し又は一時停止	栄町排水設備工事指定店に関する規則	第10条	下水道課		
67	業務の禁止又は停止	栄町排水設備工事指定店に関する規則	第12条第1項	下水道課		
68	延滞金の徴収	栄町都市計画下水道事業受益者負担に関する 条例	第10条	下水道課		
©産業課						
69	使用許可の取消し等	栄町農業ふれあいセンターの設置及び管理に 関する条例	第9条第1項	産業課		
70	使用料の徴収	栄町農業ふれあいセンターの設置及び管理に 関する条例	第10条	産業課		
71	利用許可の取消し等	ドラムの里の設置及び管理に関する条例	第9条第1項	産業課		
◎教育委員会事務局 学校教育課						
72	給食費負担金の徴収	栄町学校給食センターの管理運営に関する条 例	第11条	教育委員会事務局 学校 教育課		

	不叫一不例应用处力,更改「竹町上之力」					
No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	担当部署		
73	減免決定の取消し	栄町学校給食センターの管理運営に関する規 則	第12条第1項	教育委員会事務局 学校 教育課		
◎教育委	◎教育委員会事務局 生涯学習課					
74	利用許可の取消し等	学校施設の開放に関する規則	第11条	教育委員会事務局 生涯 学習課		
75	認定の取消し	栄町社会教育団体の認定に関する規則	第9条第1項	教育委員会事務局 生涯 学習課		
76	使用許可の取消し等	ふれあいプラザさかえの設置及び管理に関す る条例	第10条第1項	教育委員会事務局 生涯 学習課		
77	使用料の徴収	ふれあいプラザさかえの設置及び管理に関す る条例	第12条	教育委員会事務局 生涯 学習課		
78	退場命令等	ふれあいプラザさかえの設置及び管理に関す る条例	第17条	教育委員会事務局 生涯 学習課		
79	指定文化財の現状変更等の許可の取消し等	栄町文化財の保護に関する条例	第13条第4項	教育委員会事務局 生涯 学習課		
80	施設命令	栄町文化財の保護に関する条例	第14条第1項	教育委員会事務局 生涯 学習課		
81	使用許可の取消し等	房総のむら多目的広場の設置及び管理に関す る条例	第6条	教育委員会事務局 生涯 学習課		
82	使用料の徴収	房総のむら多目的広場の設置及び管理に関す る条例	第8条	教育委員会事務局 生涯 学習課		
83	使用許可の取消し等	栄町町民プールの設置及び管理に関する条例	第8条	教育委員会事務局 生涯 学習課		
84	使用許可の取消し等	栄町町民運動場及び町民体育館の設置及び 管理に関する条例	第5条第2項	教育委員会事務局 生涯 学習課		
85	使用料の徴収	栄町町民運動場及び町民体育館の設置及び 管理に関する条例	第7条	教育委員会事務局 生涯 学習課		
86	現状変更等の行為の停止命令及び許可の取消 し(千葉県教育委員会の権限に属する事務の処 理の特例に関する条例に基づき市町村が処理 する事務の範囲を定める規則第3条第1項に規 定する現状の変更及び保存に影響を及ぼす行 為に係るものに限る。)	千葉県文化財保護条例	第38条第3項において準 用する第14条第4項	教育委員会事務局 生涯 学習課		
87	措置の命令(吐出口の断面積(吐出口が2以上 あるときは、その断面積の合計)が21平方センチ メートル未満の揚水施設に係るものに限る。)		第42条第4項	教育委員会事務局 生涯 学習課		
88	許可の取消し(吐出口の断面積(吐出口が2以上 あるときは、その断面積の合計)が21平方センチ メートル未満の揚水施設に係るものに限る。)	千葉県環境保全条例	第46条第1項	教育委員会事務局 生涯 学習課		

No.	処分の概要	例規名称	根拠条項	担当部署	
◎消防本部 消防総務課					
89	指定催しの指定	栄町火災予防条例	第42条の2第1項	消防本部 消防総務課	